

公益財団法人東燃国際奨学財団

2023年度 外国人留学生に対する 奨学生募集要項

公益財団法人東燃国際奨学財団(以下『本財団』という)は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

1. 応募資格

- (1) 日本の大学院に教育を受ける目的で入国した私費外国人留学生(出入国管理令及び難民認定法別表第一に定める『留学』に該当する者)
- (2) 2023年4月現在、次のいずれかに在学する年齢35歳以下の者
大学院修士課程 1年生(出来れば4月新生が望ましい)
大学院博士課程 博士2年生以下が望ましい
- (3) 経済的援助を必要とし、健康で学業成績が優秀な者
- (4) 財団行事に積極的に参加し、協調性、コミュニケーション能力等を有する者
- (5) 他の財団から奨学金を受けていない者

2. 奨学金の支給条件

(1) 奨学金の額:

大学院修士課程	月額	180,000 円
大学院博士課程	月額	180,000 円

奨学金の支給:

「**みずほ銀行東京中央支店**」の各自口座に毎月振込

※ **上記金融機関に口座が無い場合は、口座開設が必要**

(2) 奨学金支給期間

大学院修士課程 2023年4月から原則1年間、再応募により最長2年間

※ 但し修士課程から博士課程への進級による継続支給不可

大学院博士課程 2023年4月から原則1年間、再応募により最長3年間

(3) 奨学金の停止

- ① 奨学生が派遣留学により在籍大学と別の場所で勉学を行い、当財団行事に参加出来なくなった場合、奨学金の支給を停止することがある。
- ② 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時は、当該休学または欠席の期間、奨学金の支給を停止することがある。
- ③ 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認められた時は、奨学金の支給を停止することがある。
- ④ ①から③により奨学金の支給を停止された者が、停止後半年以内にその事由が止んだことを在学の大学長を経て願い出た時は、奨学金の支給を復活することがある。

(4) 奨学金の打ち切り

奨学生が次の①から⑤のいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の支給を打ち切ることがある。

- ① 申請の記載事項に虚偽が発見された時
- ② 在学学校で処分を受け、学籍を失った時
- ③ 傷痍、疾病などのために成業の見込みがなくなった時
- ④ 学業成績または性行が不良のため成業の見込みがなくなった時
- ⑤ 前記 2. -(3) ①～③ による奨学金の停止期間が「6ヶ月」を超えた時

(5) 転校

奨学生が転校した時は、特別の事由があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものと見なす。

(6) 卒業

奨学生が奨学金の支給期間内において、在籍する大学を卒業した時は、卒業時をもって奨学期間は満了したものと見なす。

(7) 返納

奨学金の支給後において、(3)の②、③ または(4)の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部または一部を返納させることがある。

3. 応募手続

- (1) 奨学生に応募するものは、別紙『様式 I』の申請書に所用事項を記載し、写真(上半身4×5cm)2枚 (1枚は所定の位置に貼付し、1枚は貼付せず、裏面に記名)及び次の書類類を添えて、在学する大学において指定する日までに大学長に提出しなければならない。

- ① 成績証明書(現課程のものを入手不可能な場合、前課程の証明書を添付)
- ② 指導教官の別紙『様式 III』の推薦状
- ③ 住民票(原本)等(在留資格『留学』が明記されているもの)
- ④ 健康診断書(但し採用後、学内健康診断書提出で可)

(2) (1)の申請書が提出された時は、大学長は奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認められた者につき別紙「様式 II」による推薦状を付して本財団に推薦する。

4. 選考及び決定

本財団は、3.により大学長から推薦があった時は、本財団選考委員会を経て理事会に諮った後奨学生を決定し、大学長及び本人に通知する。

5. 成績表等の提出

毎学年度末、大学院奨学生は研究報告書を本財団理事長宛提出しなければならない。

6. 問合せ先

【問い合わせ先】 横浜国立大学 留学生係
kokusai.shien@ynu.ac.jp

公益財団法人東燃国際奨学財団 事務局

住 所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-14 新川一丁目ビル6F

T E L 03-6222-8775

F A X 03-6222-8776

e-mail atsuko.yamada@coffee.ocn.ne.jp

H P <https://www.tonen-zaidan.or.jp/index.html>

担 当 山 田 敦 子

以 上

奨学金支給規程

公益財団法人東燃国際奨学財団

奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東燃国際奨学財団(以下「この法人」という)の定款第4条第2項の規定に基づき、奨学金支給を行うための必要な事項を定める。

第1章 総 則

(奨学金受給の資格)

第2条 この法人からの奨学金受給者(以下「奨学生」という)は、年齢 35 歳以下の海外からの留学生であって、東京及び周辺県の大学学部または大学院に在学し、学業成績及び人格が優れ且つ健康で、学業推進のための経済的援助を必要と認められる者とする

2 奨学生が国費や他財団などから奨学金等の援助を受ける場合は、その資格を喪失する。

3 奨学生は、アルバイトなどをできるだけ避けて、学業に専念しなければならない。

(奨学生の交流行事への参加)

第3条 奨学生は、奨学金の受給中及び卒業後、この法人が行う各種行事に積極的に参加しなければならない。

2 現役の奨学生が、前項の行事にやむを得ず欠席の場合は、「奨学生交流行事規程」に定める「財団行事欠席届」を指導教官の承認を経てこの財団に提出する。

(奨学金額)

第4条 この法人奨学金額は、次のとおりとする。

大学院修士課程奨学生	月額 180,000円
------------	-------------

大学院博士課程奨学生	月額 180,000円
------------	-------------

(奨学金の支給期間と採用の手続き)

第5条 奨学金の支給期間は、次のとおりとする。

大学院修士課程奨学生	2年以内
------------	------

大学院博士課程奨学生	3年以内
------------	------

2 この法人の奨学生として1年以上経過した奨学生で、引き続いて奨学金の支給を希望する者(継続奨学生という)は、1年毎に受給の手続きを行う。

(創立記念事業奨学金)

第6条 この法人は、理事会の決議により創立記念事業奨学金を支給することができる。

2 奨学生の種類、支給する金額及び期間等の詳細は、理事会の決議により定める。

第2章 奨学生採用の手続き及び奨学金の交付

(奨学生推薦の依頼と学内の選考)

第7条 この法人は、理事会の決定に基づき、指定大学に奨学生の推薦を依頼する。

- 2 推薦の依頼を受けた大学は、奨学金の支給や採用の条件などを大学内に広く周知して募集し、学内での選考を公平に行い、奨学生としての推薦者を決定する。
- 3 この法人の事務局は、選考の経緯を、推薦を行う大学より聴取する。

(学内推薦を受けた奨学金受給希望者の手続き)

第8条 学内推薦を受けた奨学金受給希望者は、在学大学に次の書類を提出する。

- (1) 奨学生申請書
- (2) 前学年の成績証明書
- (3) 本人の写真
- (4) 外国人登録済証明書の写
- (5) 健康診断書

(大学の手続き)

第9条 学内推薦者を決定した大学は、推薦者に関する前条各号の書類に学長及び指導教官の推薦状を添えてこの法人に提出する。

(継続奨学生の手続き)

第10条 この規程の第5条第2項による継続奨学生は、在学大学に次の書類を提出する。

- (1) 再応募申請書
 - (2) 直近の成績証明書
 - (3) 直近の研究報告書
- 2 継続奨学生のいる大学は、前項の書類に学部長又は研究科長及び指導教官の推薦を得て、この財団に提出する。

(選考委員会)

第11条 この法人の理事会は、第9条による推薦者からの奨学生を選考するために選考委員会に選考を諮問、選考委員会は推薦者を面接及び書類により審査して、奨学生としての適否を理事会に答申する。

- 2 選考委員会は、第10条の継続奨学生の継続の適否について書類審査し、理事会に報告する。
- 3 選考委員会の運営は理事会が決定する「選考委員会規程」による。

(理事会での決定)

第12条 選考委員会より前条の答申を受けた理事会は、速やかに奨学生としての採用又は継続の可否を決定する。

2 事務局は、大学及び推薦された奨学生または継続奨学生に、採用または継続の可否を速やかに通知する。

第3章 奨学金の支給など

(奨学金の支給)

第13条 事務局は、毎月25日(土、日曜及び祭日の場合は直前の営業日)にみずほ銀行東京中央支店の各自口座への振り込みにより奨学金を支給する。

2 事務局は、振込銀行の発行する振り込み票を、領収書として保管する。

(学業などの報告)

第14条 大学学部の奨学生は、学年度末の学業成績表をこの財団に提出する。

2 大学院の奨学生は、学年度末の学業成績表及び研究報告書をこの財団に提出する

(異動の提出)

第15条 奨学生は次の各号の一つに該当する場合は、直ちにこの法人へ届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転校もしくは退学するとき
- (2) 長期にわたって学校を欠席するとき
- (3) 停学その他の在学大学の処分を受けるとき
- (4) 住所、その他重要な事項に変更があるとき

(奨学金の支給の停止)

第16条 奨学生が休学または長期に亘って欠席したときは、当該休学または欠席の期間、奨学金の支給を、理事長の決裁により停止することができる。

2 奨学生が責めを負うべき学業、成績の著しい不良、大学の内外からの補導や処罰などにより、この財団が必要と認めたときは、奨学金の支給を理事長の決裁により停止することができる。

3 前2項の規定により奨学金の支給を停止された者が、停止条件の終止などにより、在学大学の学部長あるいは研究科長の承認を得て、停止後半年以内に奨学金の復活を願い出たときは、理事長の決裁により復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第17条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、理事長は奨学金の支給を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 在学学校で処分を受けたとき
- (3) 諸般の事情により学業継続の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学生が転校したとき
- (5) 第2条第2項によりこの財団の奨学生としての資格を失ったとき
- (6) 前条第2項による奨学金の停止期間が半年を超えたとき

(奨学金の辞退)

第18条 奨学生は、いつでも在学学校の学部長または研究科長の承認を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、平成元年12月25日から施行する

奨学金支給規程沿革

制定	平成	元年	12月	25日
改定	平成	4年	4月	1日
	平成	6年	4月	1日
	平成	12年	4月	1日
	平成	21年	4月	1日
	平成	23年	12月	1日
	2021年	3月	5日	